平成 28 年度より適用する入札制度の改正について
（建設工事における最低制限価格の事後公表化）

野洲市における入札の透明性、競争性、公平性を向上させるため、これまで非公表としていた建設工事における最低制限価格について、事後公表とします。

１．最低制限価格を非公表から事後公表するに至った経緯

最低制限価格については、平成 23 年度における入札制度の検討により事後公表の取扱いを非公表とし、現在に至っています。

今般、市の入札及び契約手続における公正性の確保と透明性の向上を図るため、入札監視制度を設けたことを契機に、より入札及び契約過程に係る透明性の確保を図ることを重視し、最低制限価格を非公表から事後公表することに至りました。

２．事後公表することの効果

市の入札の透明性、競争性、公平性の向上

３．適用

平成 28 年 4 月 1 日以降に執行する入札より

４．その他

建設工事及び建設関連業務委託の予定価格の公表時期、建設関連業務委託最低制限価格の非公表については現行とおりとします。